

# 「不当な働きかけ」とは、

「不当な働きかけ」とは、発注事務の公正な執行を損なうおそれのある要求行為を職員に対して行う行為のことです。

「不当な働きかけ」に該当するか否かは、具体的には個別の案件毎に判断されることとなりますが、以下のような発言は、不当な働きかけに該当します。

- ◆ ×××建設と〇〇〇工事を随意契約で契約しろ。
- ◆ 〇〇〇工事の設計金額を教えろ。(入札前に)
- ◆ 発注予定工事を教えろ。(公表前に)
- ◆ 他の入札参加業者を教えろ。
- ◆ 他の入札参加者の技術資料を見せろ。
- ◆ 当社の評価値を上げろ。(総合評価落札方式採用の工事で)

**中部地方整備局発注者綱紀保持規程第14条の規定に基づき、不当な働きかけについては、記録に残し、公表されます。**

中部地方整備局